

愛知学院大学経営学会会則

- 第 1 条 本会は愛知学院大学経営学会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、愛知学院大学経営学部に置く。
- 第 3 条 本会は、本大学設立の趣旨に則り、経営学および関連諸学科に関する研究発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ、社会一般に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
- 1 正会員 経営学部専任教員
 - 2 準会員 経営学部在学学生及び大学院経営学研究科在学学生
 - 3 賛助会員 経営学部卒業生、大学院経営学研究科修士及び本会の趣旨に賛同したもので会長の承認を得たもの
- 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 愛知学院大学論叢「経営学研究」の発行
 - 2 研究会、講演会、及び討論会の開催
 - 3 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 6 条 愛知学院大学論叢「経営学研究」は、年 2 回これを発行し、会員に配布する。
- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1 名
 - 2 委員 若干名
 - 3 幹事 1 名
- 会長は学長これを委嘱する。
委員及び幹事は正会員の互選により会長これを委嘱する。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
役員は役員会を構成し、本会の企画運営にあたる。
- 第 9 条 会長は役員会を召集し、その長となる。
- 第 10 条 会長は本会の会務執行のために必要あるときは実行委員を委嘱することがある。
- 第 11 条 会員は毎年度初めにおいて会費を納入する。新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第 12 条 本会の運営費は会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金、有志からの寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 本会の会計は毎年 4 月に始まり、翌 3 月に終わる。
- 第 14 条 本会の会則の改正は正会員の 3 分の 2 以上の賛同をもって成立する。
- 附 則 この会則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
この会則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
この会則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

愛知学院大学経営学会 正会員 (50 音順)

飯島 康道	□金澤 敦史	古澤 和行	関 千里	○丹下 博文
津田 秀和	土橋 力也	内藤 勲	西海 学	西舘 司
◎林 伸彦	○林 幹人	平賀 正剛	向 伊知郎	○武藤 明則
○森田 大輔				

(◎会長、○委員、□幹事)